

「詳細ルール」の重要性の例

2007/10/26

「赤福ケース」と市場取引のルール

(1) 事実

「できたての新鮮食品」を看板にしていたのに、売れ残り分の冷凍・再販売や他製品への再利用をおこなった——現在営業停止措置を受けている。

(2) 問題点——店にとって

「売れ残り（店頭品）、作り置き（工場在庫）」はすべて廃棄処分にするべきであったのか（?）。

(3) 問題点——買い手にとって

- (a) 新鮮食品として購入したものが、新鮮でなかった場合——受け入れられない。
- (b) 新鮮品と冷凍保存品を（ラベルなどで）区別して売っているものを購入した場合——受け入れる（仮定）

(4) 自治体・政府はどのような「ルール」を作ればよいか

(a) 現在の事実上の「ルール」（マスコミ主張の背景）

「赤福は新鮮品だけを売るべきである。他はすべて廃棄しなければならない。」

（→値上がり、販売減少、「赤福」の消滅（?））

**(b) （任意宿題、加点 Max=10%、提出期限：11月16日）**

消費者と店の双方を満足させる「ルール」を作ることはできるか。

「できない」場合、その理由を述べよ。「できる」場合、そのような「ルール」の要点を箇条書きにせよ。